

景観形成基準

山のゾーン（矢岳周辺、国見山周辺、鉄山・クルソン峡周辺、霧島山周辺）

項目		景観形成基準
建築物・工作物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・山地から平野部、平野部から山地への眺望を阻害しない高さ・配置となるように努める。 ・太陽光発電施設を設置する場合は、周辺の景観との調和に配慮するとともに、道路や観光施設などの公共の場所から目立たないよう配置等を工夫する。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・背景となる豊かな自然環境に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の景観に調和するよう努める。 ・周辺の建築物を大きく超えるような大規模な壁面を避け、周辺の景観に与える影響を軽減するよう配慮する。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から容易に目にするのできる位置には設置しないよう努める。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないよう工夫する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境や集落景観と調和するよう、基調色に奇抜な色彩の使用は避け、以下に示す色彩基準に適合したものとする。 <p>【色彩基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観の基調色（屋根や壁面等で主に用いられる色彩）は、マンセル値で以下の数値内とする。 <ul style="list-style-type: none"> ■彩度：R・YR・Y系は4以下、それ以外の色相は2以下 ■明度：8以下（ただし無彩色はこの限りではない） ・アクセント色（基調色以外の色）の使用はそれぞれの壁面の見付面積の1/10を超えないものとする。 ・ただし、畜産業に供する施設のうち、一定の温度を確保する必要のある建築物の屋根については、N9.5の使用を認めるものとする。
	外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える敷地においては、周辺の山林等の自然と調和する外観となるよう、緑化に努める。 ・既存の樹木等をできる限り保全するとともに、自然の植生に配慮した緑化に努める。 ・塀や柵等は、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。
開発行為、土地の開墾及びその他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の造成を行う際は、地形をいかし、地形の改変が最小限となるよう努める。 ・樹木の伐採は極力抑え、所々に現況の緑を残すよう配慮する。 ・造成後の敷地、擁壁等においては、可能な限り緑化を行う。 	
土石の採取・鉱物の採掘	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の樹木等はできる限り保全・活用する。 ・道路等の公共の場所から地肌の露出が目立たないよう採取・採掘位置等の工夫を行う。 	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共の場所から見える場所において林地開発を行う際は、伐採面積は必要最小限とするとともに、伐採の位置や方法、伐採後の植栽等で景観的影響が最小限となるよう配慮する。 	
屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、道路等の公共の場所から堆積物が目立たないような配置とするよう努める。 ・堆積の高さは必要最小限に抑え、植栽や塀による遮蔽を行う等配慮する。 	

※霧島錦江湾国立公園区域に該当する地域は、国立公園の管理保全計画書に定められる基準を順守するものとします。